

平成 28 年度決算に係る財政的援助団体等監査結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

指摘事項	講じた措置
<p>【国立大学法人鳥取大学】</p> <p>鳥取県環境学術研究等振興事業費補助金（北東アジア学術交流部門）について、誤った補助対象経費の額を記載した実績報告書を提出し、教育・学術振興課もそれに基づき額の確定を行っていた。</p> <p>（所管課 教育・学術振興課）</p>	<p>本補助金は、直接費（研究助成費）に対して間接経費（事務費）として直接費の10%（北東アジア学術交流部門に限る。他の部門は20%）までが補助対象経費となっているが、県及び国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）担当者の積算方法の確認不足により間接経費が10%を超過していたものである。</p> <p>監査指摘を受けて、鳥取大学は実績報告書の修正を行い、県は額の確定を訂正し速やかに過大交付となる補助金の返還を受けた。</p> <p>再発防止のため、県は交付申請の際に、各大学へ個別に間接経費上限額積算方法の指導を徹底した。</p> <p>また、県が行う実績報告書等の審査は、担当者だけでなく上司等の複数職員により審査することを徹底した。</p> <p>※北東アジア学術交流部門は平成30年度から廃止。</p>
<p>【一般財団法人鳥取県水泳連盟】</p> <p>指定管理業務に係る経理について、他の事業との経理区分を行っていなかった。</p> <p>（所管課 スポーツ課）</p>	<p>一般財団法人鳥取県水泳連盟（以下「水泳連盟」という。）担当者の鳥取県営東山水泳場の管理運営に関する協定書の内容についての認識不足及び県も指定管理業務の実施状況の確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、県は指定管理業務と他の事業の経理を明確に区分するよう指示し、水泳連盟は平成 27 年度及び 28 年度に係る事業報告書の訂正を行った。訂正に伴い、県は速やかに過大交付となる委託料の返還を受けるとともに、鳥取県東山水泳場基金造成補助金の追加交付を行った。</p> <p>再発防止のため、水泳連盟は、指定管理業務に係る専用の口座を設け、同業務のみに係る財務諸表を作成することで区分経理を徹底した。県としても協定に基づく所要の手続が適切になされるよう、定期的に実地調査を行うなどして委託業務の実施状況の確認を行うこととした。</p>
<p>【一般財団法人鳥取県水泳連盟】</p> <p>施設の利用回数券について、協定書に定める財産台帳（受払簿）を整備していなかった。</p> <p>（所管課 スポーツ課）</p>	<p>水泳連盟担当者の施設利用回数券の管理に係る鳥取県営東山水泳場の管理運営に関する協定書の内容についての認識不足及び県も指定管理業務の実施状況の確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受け、水泳連盟は、施設利用券の販</p>

指摘事項	講じた措置
	<p>売の記録だけでなく在庫の冊数が管理できるよう、施設利用回数券の受払簿を作成した。</p> <p>また、県においても指定管理業務の実地調査の際に管理状況の確認を行うこととした。</p>
<p>【一般財団法人鳥取県観光事業団 本部】</p> <p>とっとり花回廊多言語アプリ開発業務委託契約について、予定価格調書を見積書受領後に作成していた。</p> <p>(所管課 観光戦略課)</p>	<p>一般財団法人鳥取県観光事業団（以下「観光事業団」という。）の担当者の予定価格調書を作成することを定めた財務規程についての認識不足並びに県の検査及び指導が不十分であったことが原因である。</p> <p>再発防止のため、県は、観光事業団に対して文書で財務規程の順守について改善するよう指導した。観光事業団は、全職員で情報共有するとともに、財務規程の熟知及び適正な運用に向けた教育を行い予定価格調書の適正な作成を徹底した。</p>
<p>【一般財団法人鳥取県観光事業団 とっとり花回廊】</p> <p>不用品処分に係る事務手続きについて、理事長の承認を得ずに処分を行っていた。</p> <p>(所管課 生産振興課)</p>	<p>観光事業団担当者の財務規程の認識不足により物品管理が適切に行われていなかったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、園長決裁にて処分を行っていた物品88品について、改めて理事長への報告を行い、正規の手続にて物品出納簿からの削除手続をした。</p> <p>再発防止のため、県は、観光事業団に対して財務規程の順守について徹底するよう指導した。観光事業団は、全職員で情報共有するとともに、財務規程の熟知及び適正な運用に向けた教育を行い物品管理の適正な実施を徹底した。</p>
<p>【公益財団法人鳥取県畜産振興協会】</p> <p>資金運用について、資金管理規則で規定されている資金の管理運用方針及び運用案を定めていなかった。</p> <p>(所管課 畜産課)</p>	<p>公益財団法人鳥取県畜産振興協会（以下「畜産振興協会」という。）が、資金管理規則の認識不足により、資金の管理運用方針及び運用案（選択基準等）でなく、事案毎の運用計画を理事会に諮っていたものである。</p> <p>監査指摘を受けて、県は、畜産振興協会と合理的かつ適正な事務処理について検討し、資金の管理運用方針及び運用案を資金管理規則に運用方法として定める改正が理事会で議決された。</p> <p>再発防止のため、県は、資金管理規則等の運用違背がないよう畜産振興協会への指導を徹底することとした。</p>

2 監査意見

監査意見	講じた措置等
<p>1 地域振興部（所管課：スポーツ課）</p> <p>指定管理に係る委託業務の適正な履行の確保</p>	

監査意見	講じた措置等
<p>について</p> <p>・ 監査対象：一般財団法人鳥取県水泳連盟（指定管理：東山水泳場）</p> <p>一般財団法人鳥取県水泳連盟（以下「水泳連盟」という。）は、県営東山水泳場の指定管理業務を行っている。</p> <p>東山水泳場は、平成 27 年 11 月に米子市から県に施設が移管されたが、米子市と水泳連盟との間で平成 29 年 3 月 31 日までを期限とする指定管理委託契約が締結されていたことから、引き続き、県は、水泳連盟を指定管理者として指名指定したものである。</p> <p>水泳連盟は、県と締結した鳥取県営東山水泳場の管理運営に関する協定（以下この項において「協定」という。）第 32 条で、指定管理業務と他の事業の経理を区分することとされているにもかかわらず、一括して経理を行っていた。</p> <p>県は、このような状況において水泳連盟が作成した実績報告を实地において調査することなく委託料の額の確定を行っていたが、今回の監査において、委託料の正規の額が算定できていないことが判明した。</p> <p>また、委託料の額に基づいて算定される鳥取県営東山水泳場基金造成事業補助金（インセンティブ補助金）の交付ができていない状況にある。</p> <p>さらに、協定において毎月報告することとなっている業務報告書及び年度終了後の事業報告書において、職員への賞与の支給回数を増やすこととしたことを県へ報告していなかった。</p> <p>ついては、県は、水泳連盟に対し、協定に基づく区分経理により指定管理委託料に係る額を確定した上で、所要の手続を行われたい。</p> <p>また、水泳連盟が協定に定める所要の手続きを適切に執行するよう指導されたい。</p>	<p>水泳連盟の鳥取県営東山水泳場の管理運営に関する協定書の内容についての認識不足及び県においても指定管理業務の実施状況の確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、水泳連盟は、協定において毎月報告することとなっている業務報告書及び年度終了後の事業報告書の訂正を行い、県は、指定管理委託料の額を確定し委託料の返還を受けた上で、鳥取県営東山水泳場基金造成事業補助金を追加交付した。</p> <p>再発防止のため、水泳連盟は、東山水泳場の指定管理業務に係る専用の口座を設け、同業務のみに係る財務諸表を作成することで区分経理を徹底するとともに、県への事業報告書の提出に当たっては複数の職員により内容を確認する体制をとることとした。県としても定期的に实地調査を行うなどして委託業務の実施状況の指導を行うこととした。</p>
<p>2 商工労働部（所管課：市場開拓局販路拡大・輸出促進課）、総務部（財政課）</p> <p>補助事業の完了検査の適正な実施について</p> <p>・ 監査対象：(株)越河及び(株)串惣（補助金）</p> <p>鳥取県フードビジネス拡大支援事業補助金（以下「支援補助金」という。）では、県内に事業所を有する食品産業事業者等の新・増設する加工施設・機械設備等に対して、1,000 万円以上の投資をした場合、補助率 1/3、上限 3,500 万円の補助金を交付している。</p> <p>鳥取県補助金等交付規則（以下「県規則」という。）第 15 条第 1 項第 1 号に定める建設業法</p>	<p>県規則第 15 条の規定に関する認識が不十分で、同条に基づく検査のあり方について、ただし書の適用を含め十分に検討しないまま、支援補助金の交付要綱を定めたことが原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、県は、鳥取県フードビジネス拡大支援事業補助金交付要綱を改正し、県規則第 15 条第 1 項に規定する届出書の提出期限を新たに規定した。</p>

監査意見	講じた措置等
<p>第2条第1項に規定する建設工事を行うもの（以下「建設工事」という。）については、ただし書きにより知事が検査を行う必要がないと認めるときを除き、第2項の規定に基づき当該施設、帳簿、物件等を検査させるものと規定されているところである。</p> <p>県は、検査員が建築前の建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合する旨の確認済証の写しをもって、補助対象となる建設工事が適正であるとし補助金を交付していた。</p> <p>これは、県の担当課が県規則第15条の規定に関する認識が不十分で、同条に基づく検査のあり方について、ただし書きの適用を含め十分に検討しないまま、支援補助金の交付要綱を定めたために生じたものである。</p> <p>なお、これらの2件については、今回の監査において、いずれも検査済証が交付されていることは確認できた。</p> <p>また、それ以外の補助金の交付対象となった建築物以外の機械設備等については、現地での設置及び支払の事実は県により確認されていた。</p> <p>については、県は、広範な態様が想定される施設の整備を交付対象とする補助事業にあっては、補助事業の完了検査を適切に実施するため、当該施設整備が建設工事に該当するか否かを個々に十分検討し、該当する場合には県規則第15条に定める検査のあり方をあらかじめ想定して補助金交付要綱を制定されたい。</p>	<p>なお、補助事業における建設工事の完了検査については、他県の状況や社会情勢等を踏まえ、意義、必要性を整理し、平成30年度中に省略する規則改正を行うこととしている。</p>
<p>3 農林水産部(所管課:農業振興戦略監畜産課) 出資団体の適切な資金運用等の確保について ・監査対象:公益財団法人鳥取県畜産振興協会(出資)</p> <p>公益財団法人鳥取県畜産振興協会（以下「畜産振興協会」という。）は、牧場運営を通じて、預託牛の適正飼育による生産性の向上、飼養コストの低減を図ることによって畜産経営の安定と地域経済の発展に寄与し、県民に安心・安全な畜産物を安定的に供給することを目的として業務を行っているところである。</p> <p>畜産振興協会は、資金の運用にあたっては、資金管理規則により資金の管理運用方針は理事会において定め、理事会は金融機関の選択基準等の運用案を定めることと規定されているが、それらを定めていなかった。</p> <p>については、県は、理事として規定に従い資金の管理運用方針及び運用案を定めるよう意見さ</p>	<p>畜産振興協会が、資金管理規則の認識不足により、資金の管理運用方針及び運用案（選択基準等）でなく、事案毎の運用計画を理事会に諮っていたものである。</p> <p>県は、畜産振興協会と合理的かつ適正な事務処理について検討し、資金の管理運用方針及び運用案を資金管理規則に運用方法として定める改正が理事会で議決された。</p>

監査意見	講じた措置等
<p>りたい。</p>	
<p>4 教育委員会（所管課：社会教育課） 指定管理に係る委託業務の検証の実施について</p> <p>・ 監査対象：TKSS・富士総合警備保障共同企業体（指定管理：船上山少年自然の家）、公益財団法人鳥取県教育文化財団（指定管理：大山青年の家）</p> <p>県は、船上山少年自然の家については、TKSS・富士総合警備保障共同企業体を、大山青年の家については、公益財団法人鳥取県教育文化財団を、それぞれ指定管理者として、鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する協定及び鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する協定を締結し、平成28年4月から施設の維持管理等に係る業務を委託をしている。</p> <p>県は、鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する協定第22条及び鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する協定第22条に定める指定管理者の業務の実施状況の評価及びその結果の指定管理者への通知並びにインターネットによる公表を行っていないかった。</p> <p>このため、県民は、当該指定管理業務がどのような効果を発揮し、成果をあげたのかを知ることができない状況である。</p> <p>ついては、県は、それぞれの協定に基づき業務の実施状況の評価を速やかに実施し結果を公表されたい。</p>	<p>鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する協定及び鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する協定（以下「各管理運営協定」という。）に対する担当者の認識不足が原因である。</p> <p>監査指摘を受けて、県は、速やかに現地調査を行った上で各管理運営協定第22条に定める指定管理者の業務の実施状況の評価及びその結果の指定管理者への通知並びにインターネットによる公表を行った。</p>